平成３０年３月大木町農業委員会
総会議事録

１．開催日時　　平成３０年３月９日（金）　午後１時３０分から午後３時１５分

２．開催場所　　大木町役場　３階　第１会議室

３．総会構成人員現在総数　　１８名

４．出席委員　（１７名）

１番　北島　みゆき
２番　井手　正宏
３番　山縣　吉子
５番　廣松　政則
６番　山城　都行
７番　松本　久吉
８番　松永　靜義
９番　野口　大空
１０番　黒田　安利
１１番　山口　伸一
１２番　久良木　勝昌
１３番　牟田　清人
１４番　田中　良房
１５番　川村　公人
１６番　松枝　由朗
１８番　松永　一完
１９番　眞崎　萬次　（会長）

５．欠席委員　（１名）

１７番　真辺　恵子

６．農業委員会事務局職員

係長　　古賀　利治
書記　　鶴岡　政勝

７．議事内容

１．議事

１）農地法第１８条第６項の規定による通知について
２）農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について
３）大木町農用地利用集積計画の決定について
４）農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定について
５）地域の農業の振興に関する計画及び農業振興整備計画に関する意見について

８．会議の概要

議　長

皆さんこんにちは。
２月の厳しい寒さから一転して３月に入りましたら春の嵐ということで非常に気候変動の激しい状況になっております。
梅の花はかなり遅れておりますが、桜の花は早くなるだろうという状況でありますので、できるだけ安定した気象状況が続きますようにお祈りしたいと思っております。
本日は、１７番真辺委員より欠席の届けがあっております。
大木町農業委員会会議規則第６条の規定により委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会が成立したことを報告します。
では、ただいまより、３月の農業委員会総会を開催いたします。
携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りになるかマナーモードへの設定をお願いいたします。
本日の議事録署名人を、１６番委員の松枝由朗委員、１８番委員の松永一完委員にお願いいたします。
議案第１号「農地法第１８条第６項の規定による通知について」を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局

（　朗読説明「省略」　）

議　長

事務局の朗読説明が終わりました。
通知ではございますが、何か質疑がありましたらお願いいたします。
牟田委員。

牟田委員

借り手の久留米の方が耕作されておられますが、何を耕作してあったのですか。

議　長

地元の野口委員が居られますので野口委員から説明をお願いします。

野口委員

これは、〇〇さんの勤め先が久留米市の〇〇さんでありまして、そこの従業員さんと一緒に農業をしておられました。したがって、その従業員さんに貸した状態になっていましたが、亡くなられたので解約されたわけです。

議　長

事務局から補足説明をお願いします。

事務局

ただいま、地元委員の野口委員から説明がありましたが、契約の内容といたしましては、米麦ということで契約はあがっておりますが実態がどのような作付けになっているかは把握しておりませんが、米だけを作付けしてあったようであり、当時の契約者の方がお亡くなりになったので、相続人の代表の方との合意解約となったわけであります。
次の耕作者は、借り手側が法人を設立されその法人と利用権の契約をされるお考えを持っておられます。
６月が利用権設定の開始月になっておりますので、その時点で利用権設定の申出をされると思います。

井手委員　法人を設立するというのは、この〇〇さんが法人を設立されるのですか。

事務局　会社組織を設立されて、その会社の役員さんということになっております。

井手委員　〇〇さんたちが法人を設立されたということですね。それは、大木町ですか。

事務局　久留米市の城島町です。

井手委員　大木町は町外の法人でも契約はできるということですね。

事務局　はいできます。

議　長　他にご意見はありませんか。ご意見がある方は挙手をして発言をお願いします。井手委員

井手委員　大木町の人が町外に行ったって否定されます。
以前から言っておりますが、中間管理事業は大木町の人は柳川には入れないが、柳川や筑後は大木町に入ってくるでしょうが。そのように聞いておりますが。

事務局　中間管理事業は別でありまして、人、農地プランの担い手と農地の受け手という形で確立しないとできないということが若干あります。
ただ、農地の耕作権については、国の政策として、新規参入を進めており担い手耕作者を参入させる方向に動いております。

井手委員　大木町で中間管理事業をしているところに町外からは参加していないということですね。
柳川の法人が大木町の土地を借りている場合、中間管理事業でその法人がその土地を入れていることはないということですね。

事務局　確かではございませんが、中間管理事業を使った分で町外の法人に出している分はないと思います。

井手委員　今後はそういうのが出てくると思います。そのときは、大木町はどのように対応するのですか。町外でも良いとするのですか。

事務局　これは、農政の人、農地プランの分野になってきますので、そこの地域に担い手がいらっしゃらない、町外から耕作してもいいよということになれば、人、農地プランのほうで検討する可能性は出てくると思います。

井手委員　最初は大木町の耕作者を探し、それでも町内に耕作を希望される方が全くいなかった場合にそのようにするということですね。
柳川、大川、筑後がどのように対応しているか聞き取りをしてください。
たぶん、大木町分は断られると思いますよ。
大木町の農地ですから、大木町内の耕作者を優先するということですね。

事務局　当然そのとおりです。

井手委員　私は、そのことを言っているわけです。

議　長　ただいま、他の地域のことも含めて調査をしたらどうかというご提案がありましたので、次の委員会の折に具体的に人、農地プランも含めて他の市がどのように取り組んでいるのか、整理をして報告をしてください。

井手委員　人、農地プランと中間管理事業は一緒に考えていいですね。

事務局　あくまでも、中間管理事業というのは、出し手の方と受けての方は公募により対応いたします。

井手委員　考え方を同じにしていいのか。違うのではないか。別々に考えるべきではないか。

事務局　別であります。そのとおりです。

議　長　井手委員の意見については、次の委員会の折に隣接市の状況がどのようになっているか報告をしてください。
他にご意見ございませんか。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。
議案第１号の通知を終わります。

次に、議案第２号「農地法第４条第１項及び第５条第１項の許可申請について」を議題といたします。
整理番号１番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地につきましては、第３種農地で役場から３００m以内の農地であります。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松永一完委員の意見をお願いいたします。

松永一完委員　３月７日に松枝委員と私と事務局で現地確認をいたしております。現地につきましては皆さんご承知のことと思います。〇〇東側の１反半程度ある農地であります。３種農地でもありますし、全く問題はないと思っております。また、〇〇が合併いたしまして、かなり大きな〇〇になっておりますので、多くの来客者があり駐車場が手狭になっているということであり、問題はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議　長　つづいて、地元委員の意見ですが、私の担当地区でございますので意見を申し上げます。

眞崎委員　現在、〇〇の職員駐車場として〇〇の西側のスペースを使用しておりま

すが、〇〇を大豆の検査場や資材置き場等の倉庫として活用するということになっているようであります。
　そのために、トラック等大型車両の搬入のため現在の職員駐車場が使用することができなくなるということで、新たに駐車場の整備をしなくてはならないことと、現在の〇〇前の農業機械の展示や修繕スペースを一時的に駐車場として使用しておりますが、業務上支障が出ており駐車場が必要であるということです。よろしくお願いいたします。
　詳細については、先ほど事務局から報告がありましたように、農振除外の折に詳しく説明がありましたのでそれを思い出していただければご了解できると思いますので、よろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
　整理番号１番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号１番を承認することに決定いたします。
　次に、整理番号２番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）
　こちらの農地につきましては、第１種農地であります。集落接続での例外的な許可になると考えております。

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松枝委員の意見をお願いいたします。

松枝委員　　３月７日の日に松永委員と事務局と３人で現地を見ております。詳しく事務局から説明がありましたように、周囲は水路ということで、土砂等が水路に流出しないよう盛土に支障がないように、周囲をコンクリートブロック等で土留めをされますので、造成に伴う水路への影響はないと思われますし、また、周囲が水路であるため周辺の農地への影響もないと思います。

議　長　　つづいて、地元委員の黒田委員の意見をお願いします。

黒田委員　　〇〇の土地は小字が横溝町で宅地の横に農地がありまして、〇〇をしてありますので、駐車場と資材置き場ということで申請されておりますのでよろしくお願いいたします。

議　長　　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
　質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。

川村委員。

川村委員　先ほど説明がありましたが、申請農地が○○㎡、造成地が○○㎡でこの差が水路の埋め立てということですか。

事務局　水路の払い下げの部分になります。

川村委員　今も水路の埋め立ては要件的には認められるのですか。

事務局　これは、建設水道課の水路整備工事の残地であります。

松枝委員　この残地につきましては、すでに水路工事後に残地処理として埋め立て払い下げは完了している土地であります。

議　長　説明については、現地調査委員の松枝委員の説明でご理解いただけますか。

川村委員　はい分かりました。

議　長　再確認の意味で再度事務局説明してください。

事務局　先ほどもありましたように、この土地については２０年ぐらい前の水路整備工事の残地であり、払い下げを受けてあり○○番台の地番で所有権をもってあります。払い下げの段階で地目は用悪水路であり、農家台帳には記載がありません。したがいまして、今回の申請農地にはあがっておりません。ただ、一体利用地として表示をしております。

議　長　川村委員さんよろしいですか。

川村委員　はい、分かりました。

議　長　他にご意見ありませんか。
井手委員。

井手委員　このような場合、払い下げを受けるときに隣接が農地であるときは農地での払い下げ価格になりますか。

事務局　当時、建設水道課で処理をしておりますが、おそらく隣接地の評価を基準に払い下げの価格が決定されていると思います。現在も同様の処理をしていると思います。

議　長　他にご意見ありませんか

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号２番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　全員賛成と認め、整理番号２番を承認することに決定いたします。
次に、整理番号３番を議題といたします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　（　朗読説明「省略」　）
こちらの農地は第１種の農地であります。集落接続による例外的な許可になるかと考えております。

議　長　事務局の朗読説明が終わりました。現地調査の結果について、現地調査委員の松枝委員の意見をお願いいたします。

松枝委員　整理番号３番についても７日に事務局、松永委員、私と３人で現地調査を行いました。事務局から詳しく説明がありましたように、申請農地の西側道路の横に転用されない部分がありますが、これは、道路が狭いので進入道路等も考えてあるのではないかと思われます。周囲は申請人の農地であり道路、宅地等で囲まれ周辺には影響はないと判断されます。

議　長　つづいて、地元委員の松本委員の意見をお願いします。

松本委員　この申請地は、私の自宅から南方に直線で〇〇m程度はなれたところで、現地の横の道はいつも通っておりますので、周囲の状況はよく知っております。先ほど、事務局、松枝委員から説明があったとおりであります。
道路についての説明がありましたが、北側の道路については５ｍぐらいの道路であり、西側の道路は３ｍぐらいの狭い道路でありますが、建築基準法では片方が４ｍ以上あり２ｍ以上の接道があればいいということであります。排水についても、説明があったとおりで何ら問題はないと思われます。しかも、周辺の農地に影響はなく問題はないと思います。
そして、譲り渡し人の〇〇さんの娘夫婦が譲り受け人でございます。そのような関係であります。問題はありませんのでよろしくお願いします。

議　長　現地調査委員並びに地元委員の意見はお聞きのとおりでございます。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いいたします。
松永静義委員。

松永静義委員　譲り渡し人の職業が会社員となっておりますが、〇〇〇番〇の田はまだ〇〇さんの所有ですか。そうであれば、職業は、会社員兼農業ではないですか。
先ほどの件も建設業となっておりましたが、本申請は農地を他に所有し

てあれば職業については会社員兼農業とすべきではないかと思いますが。

事務局　職業欄については、申請書に記載された職業を記載しております。
職業は、実際何を業としてあるのか、農業を継続的に業としてあれば農業ということになりますが、農地を所有してあるから農業ということには必ずしもならないかと思います。一応申請書の記載のとおりということで記載しております。

松永静義委員　この田は耕作せず放置してあるということですか。申請地の隣の〇〇番〇の田はどのような状況になっていますか。

事務局　これは〇〇さんの農地であり、そのまま今後農地として利用される状況になるかと思います。

松永静義委員　今の現況はどのようになっていますか。

事務局　今の状況は田であります。

松永静義委員　田として利用してあるということですね。分かりました。

松本委員　ただいまの松永委員の質問にお答えしたいことがあります。
職業が会社員と記載してありますが、この人は、以前学校の事務員であり、その当時はお父さんであります〇〇さんが主体となって農業経営をされていました。この〇〇さんは手伝い程度しかしていないと聞いております。
しかも、現在は〇〇の〇〇に入っておられますので、農繁期に１日、２日従事されるぐらいだと思います。今は、第二の就職で会社勤めをしておられると思います。本申請で本人とはお会いしておりませんのでどこの会社に行っているのか分かりません。そのような状況であります。

議　長　地元委員の意見で補足説明がありましたので、松永静義委員よろしいですか。

松永静義委員　はい分かりました

議　長　他にご意見ありませんか。

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
整理番号３番を承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

各委員　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、整理番号３番を承認することに決定いたします。
次に、議案第３号「大木町農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　この件につきまして、本日承認をいただきましたら、３月１５日に公告する予定でございます。
（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終ります。採決致します。
議案第３号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第３号を承認することに決定いたします。
次に、議案第４号「農地法第３条第２項第５号の下限面積（別段の面積）の設定について」を議題といたします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。質疑に入ります。
皆さんの意見をお願いします。
松枝委員。

松枝委員　　４０ａについては問題ないと思いますが、説明の４０ａ未満の農地を耕作している農家が全農家数のおおむね４割であるためとなっておりますが、何か基準があって４割であれば４０ａとするとなっているのですか。

事務局　　農地法施行規則の第１７条第１項の部分において、別段の面積未満の農家者数が設定区域内の農業者の総数の４０％未満であってはならないとなっております。
農家数は１０ａ以上の農家数を対象として集計しております。１ａ以上を対象にしますと農家数が多くなりかなり少ない面積となりますので、販売農家という判断で１０ａ以上として集計しております。
昨日現在で集計しますと、１０ａ以上が８７３戸、経営面積が４０ａ未満の農家戸数が３３６戸となっており、３９．９％となっております。
おおむね４割を下回らない面積にすることとなっておりますので、４０ａの適用を変更しないことで提案しております。

議　長　　私から質問いたします。
この下限面積４０ａの設定については、毎年農業委員会で審議をしているものですか。

事務局　　３月の農業委員会で毎年審議をすることにしております。
基本的に下限面積の設定については、農林業センサスの数字を使いなさいという指針が出ております。農林業センサスは５年に１回ということでありまして、今回で言えば２０１５年の農林業センサスの結果等を準用しておりますので、途中で大きな変動等があれば変わってくる可能性があるかと思いますが、毎年３月の委員会で審議をお願いしております。

議　長　　他にご意見ございませんか。

各委員　　（　全員意見なし　）

議　長　　意見もないようですので、質疑を終わります。採決いたします。
議案第４号を承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員　　（　全員挙手　）

議　長　　全員賛成と認め、議案第４号を承認することに決定いたします。
ここで暫時休憩いたします。

（ 14:18 ～ 14:23　休憩 ）

会議を再開します。議案第５号「地域の農業の振興に関する計画及び農業振興地域整備計画に関する意見について」を議題とします。
事務局の朗読説明を求めます。

事務局　　（　朗読説明「省略」　）

議　長　　事務局の朗読説明が終わりました。
それでは、産業振興課農振担当者から農振除外５件について説明を求めます。

産業振興課　　（　説明「省略」　）

議　長　　農振除外の５件について、産業振興課農振担当者からの説明が終わりました。
質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
牟田委員。

牟田委員　　整理番号１番の航空写真には個人の住宅が〇〇になっていますが間違いではありませんか。

農振担当　　この航空写真は〇〇から取っておりまして、その表示が間違っております。修正いたします。

牟田委員　　整理番号５番の〇〇さんの〇〇だけ施設のところですが、道路沿いの角の三角地は宅地ですか。

農振担当　　こちらについては宅地になっております。
申出地についても台帳地目、現況とも宅地となっております。

議　長　　事務局から補足説明をいたします。

事務局　　整理番号５番については、当初、農業用施設ということで、用途区分の変更手続きで処理をしてありました。建物も建築され地目的には登記も宅地としてありました。
今回の手続きについては、農振の用途区分の変更をしていた土地からの除外の手続きになります。転用の手続きは必要ありません。

松枝委員　　登記現況も宅地となっているので、そのままで除外の手続きは必要ないのではないですか。

事務局　　これは、あくまでも農振上の手続きのみということになりますので、仮に除外の手続きをしなくても農振上の用途区分としては計画に上がっておりますので、用途区分農業用施設として上がっておりますので、この除外の手続きを取らない限りは消えないということになります。

井手委員　　登記簿上の地目は宅地ですね。

牟田委員　　〇〇関係の施設はほとんど用途区分でしょうが。農地の上に農業用施設が建っていますが、登記簿上宅地になっているんですか。農地だと思いますが。

事務局　　農地の上に建てているのではなくて、あくまでも、農業用施設の用地ということで、当然倉庫が建っていれば宅地ですが農業用施設という捉え方です。登記地目は現況に合わせなくてはなりませんので、通常は宅地に地目変更しなさいとしているのですが、農振の管理上、農業用倉庫については地目変更をしないようにと話はしております。

議　長　　農業用施設用地ということで転用しているが、農業用施設を撤去してその後利用するときにすぐ宅地にされるかということ。

牟田委員　　よろしいですか。現況は、農業用施設であって登記簿上は農地じゃないですか。

事務局　農業用施設用地での農振の区分になります。農地法とは別です。
登記上は、建物が建っていれば宅地ということになります。
田から倉庫を建てられて宅地として地目変更をしてある状態であれば、登記簿上の宅地となってきております。
課税上も現況ですので、農業用の施設用地としての課税となりますが、あくまでも、その土地自体がどのような状態になっているかということになります。
農業用倉庫を建ててあって登記を変えてなくても課税地目上は農業用施設となり宅地扱いになります。土地によって違う場合がありますのでその時点での判断になります。

井手委員　台帳という意味は町の台帳ということでしょ。登記簿上とは違うのではないですか。

事務局　この案件は、登記簿上も現況も宅地となっています。

井手委員　登記簿上も現況も宅地であれば申請の必要はないのでは。ただ、用途区分の変更であったから申請が必要ということになるんですね。

事務局　農業振興整備計画の中の２７号施設なり用途区分の指定があり、その中で農業用施設用地として地番が上がっておりますので、用途区分で宅地になっていても整備計画では用途区分の農業用施設用地となっておりますので、それを除外にしない限りは農業用施設以外の用途には使えないということになります。
仮に、よく理解しないで違う用途に使った場合は農振法違反ということになりますので、農振法で解決していくことになると考えます。

松永静義委員　本来であれば、用途区分を止めたならば、農地の状態に戻さなければならないのではないですか。そしてから、新たに農振除外をするのが正しいのではないですか。

事務局　用途区分で農業用施設用地となっていますので、農業用施設を止めたから戻すということにはならないと思います。

松永静義委員　それは、戻すべきである。用途区分でその土地に施設を建てたんだから、それを止めたならば建物を撤去して農地に戻すべきである。当然のことだ。そしてから農振除外の手続きをすべきである。

事務局　現実的に、戻すことが不可能ですし。

松永静義委員　不可能ではない。用途区分は農業用施設に限るとなっているので、その用途を止めたら元に戻すのが普通だと思いますが。

事務局　あくまでも農振の手続きの話になります。今回も県と協議をして農振上の用途区分にしている分を除外にする。たとえば、農地の真ん中に現在除外できないような位置に農業用施設用地として建っておれば、それは農業用施設用地しかできない。除外の要件に当てはまるかどうかということになりますので、除外ができれば用途区分を除外するということになります。

松永静義委員　現在は、農業用施設として使用されていないのですか。

事務局　使用はされておりません。

松永静義委員　事業を廃止してあれば用途区分の農業用施設は止めましたということで早く手続きをしなくてはいけないと思います。

事務局　ですから、今回除外の手続きをしてあるわけです。

松永静義委員　登記簿上は宅地になっているわけですね。

事務局　はいそうです。

広松委員　転用はいつごろなっているか分かりませんが、転用の農業委員会の許可を受けて全部登記簿上は宅地に変わっているわけでしょ。

事務局　用途区分の変更をされてもこのように２００㎡を超えたりする場合には、転用手続きは必要です。ですので、転用許可はその時点で取ってあるはずです。

松永静義委員　農業用施設を止めたならば、ちゃんと元に戻して手続きを一からやり直すべきではという意見を申しております。しかし、もうすでに宅地になっているならば、農振法の問題だけであるようですので、このようにきちんと手続きされることは良いことだと思います。
　ただ、施設を止めたときには元に戻してからちゃんと最初に田にすべきで、このように宅地になるとは思っておりませんでした。
　ですから、田の状態であり新たに今回提出してあるのだと思っておりましたが、このように地目を変えられるならば問題ないと思います。

議　長　一般的には、簡単に地目は変えられないということですね。

事務局　はいそうです。一般的に簡単に地目の変更はできません。農業用施設としての用途区分を指定されてあれば、それで使っていくというのが大原則であります。ただ、用途区分を設定されて何十年と経過している状況の中で状況が変わってきたときに、実際に後継者がいないとか、特に〇〇関係のところなどこのような案件が多くなってくると思います。

そのときには、先ほど申したとおり、除外ができる場所に施設があるのかが一番の判断基準になってくると思います。

松永静義委員　何十年と経過しているならば非農地証明でできなかったのか。

事務局　除外の手続きですので、結局、整備計画に用途区分の地番で記載があるので、それを除外ではずさなければなりません。

議　長　他にご意見ありませんか
牟田委員。

牟田委員　○○さんの所有だからそうでしょうが、第三者の農地を借りて○○施設を建ててあり、面積も２００㎡以上で大きい建物だったので除外後に転用申請はしてあると思います。
はっきり申しますと、大溝地区に○○がありますが、土地は元○○町長や○○さんの土地と思いますが、そこは除外してあると思いますが。

事務局　個別の案件になりますと、調査してみないと分かりません。一般的な話になりますけど、○○の施設を建てられるときに除外として手続きをしてあるのか、用途区分の変更として手続きを取ってあるのかで変わってきます。その当時除外ということで手続きを取ってあれば、除外をされて転用してあると思います。

議　長　只今、牟田委員からあったのは、二通りあるのではないかということですので、具体的に状況を調べて○○のことについては調べて報告してください。

議　長　他にご意見ありませんか
井手委員。

井手委員　整理番号３番は、現況は資材置き場になっていないか。

農振担当　航空写真はそのように写っているかと思いますが、１０ページの現況図は一回整地をして、農地の状態に返してあるということです。

議　長　他にご意見ありませんか

各委員　（　全員意見なし　）

議　長　特に、意見もないようですので、農振除外の５件については「意見なし」としたいと思いますがよろしいですか。

各委員	（　全員異議なし　）
議　長	それでは「意見なし」といたします。 次に、用途区分の変更の１件について説明を求めます。
産業振興課	（　説明「省略」　）
議　長	用途区分の変更の１件について、産業振興課農振担当者からの説明が終わりました。 質疑に入ります。皆さんの意見をお願いします。
各委員	（　全員意見なし　）
議　長	意見もないようですので、用途区分の変更の１件については「意見なし」といたします。 以上をもちまして今月の農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。